（別紙）

調査票の記載留意事項

１　「地域づくりセミナー開催支援事業」　（調査票１）

（１）支援対象は、市町村が地域の活性化を図るため地域住民等を対象に開催し、グループ討議やワークショップ等による意見交換を通じ、地域づくりを推進するためのセミナーです。

ただし、市町村職員のみを対象としたセミナーは除きます。【要綱第１条・第２条参照】

※市町村職員のみを対象としたセミナーは、下記「２　市町村職員まちづくり研修会開催支援金」の対象です。

（２）対象とするセミナーは、講演・講義、グループ討議等ともに各１時間以上を実施する事業です。講演会やシンポジウム、パネルディスカッションのように座学のみで、参加者同士によるグループ討議等（単なる質疑応答は対象外。）を実施しない場合は、支援対象事業となりません。【要綱第２条参照】

（３）支援対象経費はセミナーに要する経費とし、支援金額は次のとおりです。（千円未満端数切捨て）【要綱第４条参照】

① 市町村が単独で開催するセミナー　上限３０万円、下限５万円。

② 複数市町村が合同で開催するセミナー　上限５０万円、下限５万円。

なお、対象経費５万円未満の場合は、支援対象事業となりません。

（４）事業内容欄には、セミナーの内容等を簡潔に記載してください。

２　「市町村職員まちづくり研修会開催支援事業」　（調査票２）

（１）支援対象は、市町村が地域の課題に対応するため職員を対象に開催し、グループ討議やワークショップ等を通じて、まちづくりに関する必要な知識の習得及び政策形成等を目的に開催する研修会です。【要綱第１条・第２条参照】

そのため、市町村の内部管理等に係る研修会（職員の職務や職階に必要な知識の習得や福利厚生に関する研修会のほか、管理監督者研修、メンタルヘルス研修、人事評価制度研修）などについては、支援対象事業となりません。

（２）対象とする研修会は、講演・講義、グループ討議等ともに各１時間以上を実施する事業です。講演会やシンポジウム、パネルディスカッションのように座学のみで、職員同士によるグループ討議等（単なる質疑応答は対象外。）を実施しない場合は、支援対象事業となりません。【要綱第２条参照】

（３）支援対象経費は研修会に要する経費のうち、講師に関する経費（報償費、旅費、委託料のうち、講師の報償費・旅費に相当する部分）及び会場使用料とし、支援金額は次のとおりです。（千円未満端数切捨て）【要綱第４条参照】

① 市町村が単独で開催する研修会　上限３０万円、下限５万円。

② 複数市町村が合同で開催する研修会　上限５０万円、下限５万円。

なお、対象経費５万円未満の場合は、支援対象事業となりません。

（４）事業内容欄には、研修会の内容等を簡潔に記載してください。

３　共通事項

（１）令和４年度に交付決定を受けた後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて交付申請の取下をした事業で、令和５年度に再度申請を予定しているものについては、令和４年度取下事業の欄に〇を記載してください。

（２）Zoom などのツールを利用しオンラインによって、セミナーまたは研修会を実施する場合についても、支援の対象とします。

なお、講演・講義及びグループ討議・ワークショップ等のいずれも対象とします。

（３）オンライン実施に関する対象経費と対象外経費の例示は次のとおりです。

経費の内容（例示）	地域づくりセミナー	市町村職員まちづくり研修会
開催月に係るライセンス料（ツール使用料）等	○	○
開催、運用を委託する場合の委託料	○	× ※講師の報償費・旅費、会場使用料等は対象経費
パソコン、タブレット、カメラ、マイク、ケーブル等購入費	×	×

※　市町村職員まちづくり研修会について、（２）に記載のとおりオンラインにより実施する場合についても支援の対象となりますが、上記例示した経費等は対象外経費となります。

（４）事業検討に当たっては、別添の「令和４年度地域づくり研修会開催支援金採択決定一覧」及び「令和４年度市町村職員まちづくり研修会開催支援金採択決定一覧」を参考としてください。

（５）研修会の開催に当たっては、市町村が所有し、使用料の減免規程がある会場を優先し、事業費の節減に努めるようお願いします。また、民間の有料施設を使用する場合においても、参加者の規模に見合った会場を利用する等、使用料の節減に努めてください。